

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市第六次総合計画行政案
意見募集の趣旨	桐生市では、平成 30 年 5 月に決定しました「(仮称) 次期桐生市総合計画」策定方針に基づき、令和 2 年度を初年度とする新たな総合計画の策定作業を進めております。このたび、桐生市総合計画審議会における審議及び答申を経て、行政案がまとまりましたので、より広く市民の皆様の意見を反映した計画とするため、「桐生市第六次総合計画行政案」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたします。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和元年 9 月 12 日（木）～10 月 11 日（金）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出に当たっては、極力、行政案のどの部分に対する意見かを明記してください（行政案全般に係る意見の場合はこの限りではありません）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階企画課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所企画課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	・「(仮称) 次期桐生市総合計画」策定方針 ・基本計画の分野別施策の構成と見方
担当	総合政策部 企画課 企画担当 電話 0277-46-1111（内線 525）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対する個別回答はいたしません。